

倉吉市雨水貯留タンク設置基準

1 目的

この基準は、倉吉市雨水貯留タンク設置支援事業費補助金交付要綱（令和8年6月25日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、補助対象となる雨水貯留タンク（以下「貯留タンク」という。）についてその構造及び設置に関する基準を定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

本基準で用いる用語は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）フィルター等 雨水に含まれる埃や枯葉等のごみが貯留タンクに流入しないように、ろ過するものをいう。

（２）オーバーフロー 貯留タンクが満水になった後、溢れることをいう。

3 貯留タンクの設置基準

3－1 貯留タンクは、次に掲げる条件を満たすものとする。

項目	設置条件
貯留タンク本体	・容量が120リットル以上であること。
	・市販されている既製品であること。
	・埃や虫等の混入が防止できる蓋を備えていること。
附属設備	・既設の雨どい（屋根の軒樋で集水した雨水を屋外雨水排水設備に排除するための雨水排水立て管をいう。）から分岐して設置できる構造であること。
	・集水継手又は流入口において、フィルター等を備えていること。
	・オーバーフロー対策として、オーバーフロー用の吐口又は貯留タンクの満水時に雨水の流入を止める機能をもつ集水継手を設置すること。

3－2 補助対象経費の判断基準

設置に係る経費の補助対象の範囲は、次のとおりとする。

（１）雨どいの改良に係る経費

既存の雨どいから貯留タンク本体へ接続するにあたり、雨水を適切に導水するために必要な雨どいの改良（切断、延長、切り回し等を含む）に係る費用は、補助対象とする。

（２）既存雨どいの補修に係る経費

設置対象となる箇所の既存雨どいが、腐食、破損、脱落等の理由により損壊している場合、当該箇所を接続するために必要な範囲は補助対象とし、それ以外にかかる範囲を補修する費用は補助対象外とする。

４ 維持管理

設置者は、貯留タンクを良好に維持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （１）台風や集中豪雨等の大雨が予測されるときは、事前に貯留タンク内に溜まった雨水を排水すること。
- （２）土砂、ごみ等が堆積しないよう、貯留タンク内及びフィルター等を定期的に点検し、清掃すること。また、同時に貯留タンク等に破損がなく、設置状況に異常がないか確認すること。
- （３）維持管理時以外は貯留タンクの蓋を確実に閉め、ごみの混入やボウフラ等の発生を防ぐこと。

附則

この設置基準は、令和８年８月３日から施行し、令和８年度補助事業から適用する。